

令和 7 年度事業計画書

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

令和 7 年 1 月 20 日、世界では、アメリカ第一主義を掲げる第 2 次トランプ政権の発足により、同盟国としての日本もトランプ政権へ移行するにあたり安全保障、経済、内政及び外交など、日本への影響を考慮した上での対応を求められる 1 年となることが予想されます。

また、本年 4 月には、日本が主催国として 20 年ぶりとなる大阪・関西万博が「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに盛大に開幕されました。持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献、日本の国家戦略 Society5.0 の実現を目指しています。

このような状況の下、全国社会保険労務士会連合会（以下「全社連」という。）は、社会保険労務士（以下「社労士」という。）が国民の期待と信頼に応え、更なる社会的地位向上を図るため、昨年度より引き続きコーポレートメッセージに掲げる「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現に向けて、「デジタル推進に関する事業」、「社労士による労務監査業務の推進に関する事業」、「人権尊重への取り組み推進に関する事業」、「国際的な課題への対応に関する事業」など、10 項目に類型した各種事業を都道府県社会保険労務士会と連携して力強く進めていくとされています。

埼玉県社会保険労務士会（以下「本会」という。）においても、引き続き全社連と連携を図りながら、急速な少子高齢化の進展により、経済を支える企業、その大多数を占める中小企業・小規模事業者においても、経営を維持発展させるための人材の確保や育成、定着への対応が求められます。その上で、全社連が受託した「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（センター事業）」の実施に協力するとともに、本年度より病気や障害を抱える労働者の就労・職場復帰支援及び企業の職場環境の整備等の支援を目的とする委員会を新たに設置します。また、県内各市町村の首長を積極的に訪問し、社労士の仕事の内容や社会的役割などを伝え、社労士の活用について P R 活動を引き続き実施します。さらに、入会前の社労士試験合格者や大学生などへの P R 活動も行っています。

本会のスローガンである「一社に一人社労士がいる時代」を実現することにより、企業に対し、長時間労働の削減等の働き方改革の推進を目指す一方、社会問題化しているハラスメントや、不当な差別など、企業活動において発生する様々な「人権問題」への対応に取り組んでまいります。我々社労士は、こうした相談に応じその取り組みを支援しなければなりません。また、社労士制度の幅広い発展を目指し、埼玉県社会保険労務士政治連盟との連携を強化します。

以上のように、「誇り高き社労士」として、品位の保持、資質の向上を図るべく各種研修を行うほか、国民からの期待と多様な社会からの要請に応えるために、次の諸事業を実施します。

なお、災害にあわれた方々の一日も早い復興を心より願っております。

(総務委員会)

1. 組織が安定的かつ円滑に機能することを目的として、引き続き会則及び諸規程の確認及び改正を行う。また、事務局体制の強化及び継続的な会務運営のため、事務局の意見も確認しながら引き続き就業規則及び附属諸規程の見直しを行う。さらに事務局の防犯対策に関する検討（訓練等含む）、会員・職員が快適に使用できる事務局及び会議室等の環境整備、情報漏洩・不正行為・迷惑行為を未然に防ぐハード・ソフト面におけるセキュリティ体制の整備・職員を対象とした研修を実施する。また、AED取扱い及び心肺蘇生法（CPR）の講習会受講等、災害や緊急事態への迅速な対応について、引き続き必要な検討・対策を行う。

(財務委員会)

2. 正確かつ会員に信頼される適正な会計処理を迅速に行い、財務の健全化を目指す。会費の重要性に鑑み、全額を納入期限までに収納するよう努める。中期的な視野で財政健全化を推進し、一般会計においては管理費・事業費等の費用対効果を注視する。また、収益事業特別会計の収支悪化の際の対応を検討する。

(事業委員会)

3. 労務管理の基本に立ち返って就業規則の重要性について考える機会となる研修や、今後の労働政策の方向性を鑑みた研修などを実施する。また昨年に引き続き、人を大切にする企業づくりを支援するための社労士会セミナーや、会員の職業倫理の徹底、品位の保持及び社労士としての在り方の再認識等のため、倫理研修、その他の研修を実施する。

(広報委員会)

4. 広く社労士の認知度を上げるため、従来から行っている「社労士の日」の埼玉新聞一面広告掲載や地域のイベントでのしゃろたまグッズ配布など、より効果的な媒体を使用して広報活動を展開し、SNSを活用した広報活動についても可能性を検討していく。また、入会前の社労士試験合格者や大学生などへのPR活動も行っていく。会員向けには、会報やホームページからの情報提供が会員にとって有益で会員相互の交流に繋がられるよう、手に取って読んでもらえる会報、利用しやすいホームページを目指して内容の充実や分かりやすさを図っていく。

(厚生委員会)

5. 厚生事業として、ソフトボール、ゴルフ、ボウリングの3種目のスポーツ大会及びハイキングを行うことを予定し、行事を通じての会員の健康増進に寄与すると共に、会員、支部相互の親睦と交流の機会を提供する。会員の福利厚生の充実と本会の業務運営への関心・理解を深め、組織力の強化に寄与する。

(業務監察委員会)

6. 全社連と連携して活動する。会員による不適切情報発信に対し、指導を通して職業倫

理の理解の徹底を図る。また他士業、コンサルタント会社等による業務侵害を調査し、注意、警告等適切な対応を講じてゆく。

(社労士会労働紛争解決センター埼玉)

7. 民間型ADR機関「社労士会労働紛争解決センター埼玉」（以下「ADRセンター」という。）の体制強化を継続して行い、総合労働相談所・年金相談センター（以下「総合労働相談所」という。）との連携を図りながら、取扱い実績の増加を目指し、広報活動の活性化、あっせん委員候補者の研修などを実施する。

(情報セキュリティ推進委員会)

8. 電子申請の更なる普及のため、業務ソフトを使用した電子申請研修会、e-GOV・GビズID関係研修会、デジタル化推進相談員研修及び各支部での研修への助成を行う。また、電子申請の利便性向上のため行政との意見交換を行う。併せて会員事務所のセキュリティ強化を図るため、SRPⅡの取得促進の研修を行い、マイナンバー冊子を配布する。

(総合労働相談所・年金相談センター運営委員会)

9. 毎週水曜日、相談員による労働相談・年金相談を実施する。
相談員に対し、年3回の実務研修を実施する。また、研修会欠席者に対してはビデオ補講を行い、相談員の能力担保を行う。
ADRセンターとの連携を強化し、ワンストップサービスによる迅速な問題解決手段を利用者に提供する。
旧浦和市域（浦和区、緑区、南区、桜区）、旧大宮市域（大宮区、西区、北区、見沼区）の役所・支所に労働・年金相談のPR広告を掲載した窓口封筒を配置するほか、広報委員会、ADRセンターと合同で総合労働相談所とADRセンターをPRするポケットティッシュを作成・配布し周知と利用者増加を図る。
令和6年度中に受けた相談事例を編纂して本会ホームページに掲載し、会員に対して相談・対応の共有を図る。
埼玉県地域両立支援推進チームの相談支援機関として、治療と仕事の両立支援を行うと共に、関係団体との連携を図る。

(自主研究部会運営委員会)

10. 自主研究部会へ協力・助成を行うと共に、本会ホームページ及び会報にて各部会の紹介を掲載し、自主研究部会参加者の増加を推進する。自主研究発表会を開催し、県内外の多くの会員に向けて自主研究部会における研究成果の発表を行う。令和7年度関東甲信越地域協議会労務管理地方研修への参加勧奨を行う。埼玉県中小企業団体中央会機関誌に寄稿する。

(苦情処理委員会)

11. 苦情を受付けた際には、速やかに処理するよう努める。

(社会貢献委員会)

12. 学校教育推進小委員会においては、前年度にご依頼いただいた学校で継続して出前講座を行わせていただくとともに、新たなご依頼をいただくため埼玉県教育局や教育委員会を通じて各学校へ案内の配布を年度初めに行う等、引き続き周知活動に力を入れる。また、依頼が集中しても100%対応できるよう、講師の人数・質のアップも図りたいため、出前講座の講師育成のための研修を実施する。
労働条件審査運営小委員会においては、前年度に引き続き、自治体からの労働条件審査の受託に向け関係資料の整備及び各行政機関への推進活動を行う。

(事業開発委員会)

13. 人材の確保・育成対策が重点事項とされる分野に関する会員向け研修として、医療労務コンサルタント研修会、医療労務管理に関する研修会、保育労務管理研修会・保育労務監査員向け研修会を開催し、専門家の育成を行うと共に各分野における最新情報の伝達を行う。引き続き、医療分野及び保育分野向けコールバック事業、埼玉県と連携した保育施設等へのアドバイザー派遣の実施、全社連が受託した企業主導型保育施設への労務監査事業を継続実施し、各団体への講師派遣等、労務管理の専門家たる社労士の認知度向上、事業所関与率向上に取り組む。また、全社連が重点項目として取り組む事項に関して研修会を開催し、会員への最新情報伝達等を図る。

(その他事業)

14. 日本年金機構からの委託業務である「街角の年金相談センター大宮・草加、川越オフィス」の安定的な運営を継続して行い、広く相談に応じ、年金への不安の解消に努める。また、年金事務所における年金相談窓口等の運営業務においても社労士の経験と技量を活かして相談者への良き相談員となれるよう支援に努める。
15. 全国健康保険協会埼玉支部と連携を図り、企業の健康づくりの普及を目指す。
16. 社会保険労務士四団体(本会、埼玉県社会保険労務士政治連盟、埼玉SR経営労務センター、埼玉県社会保険労務士協同組合)間の連携を図り、社労士業務及び制度のPRと業務拡大を図る。
17. 一般社団法人社労士成年後見センター埼玉との連絡調整を実施する。
18. 新たに、病気や障害を抱える労働者の就労・職場復帰支援及び企業の職場環境の整備等の支援を目的とする委員会を設置、当該分野に関する会員向けの研修会を開催するとともに各関係機関への周知・広報活動を実施し、当該分野における社労士の認知度と関与率の向上を図る。
19. 行政等からの委託事業に協力する組織体制を確立し、社労士の認知度向上・社労士制度の更なる発展を目指す。

以上の各種委員会活動等を含め、次の諸事業を展開していくこととします。